

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は令和4年7月31日までとなっております。

国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

令和4年8月以降も認定が可能な方には、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付いたしますので、引き続き必要な方は、8月31日（水）までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じるようになります）

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する方で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期該当の申請をすることで申請日から食事がさらに減額になる場合があります。

後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

現在、認定証をお持ちの方で、令和4年8月以降も該当する方は、7月31日までに新しい認定証を郵送します。（自動更新のため手続きの必要はありません）

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する方で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期該当の申請をすることで申請日から食事がさらに減額になる場合があります。

更新・申請手続き等

■申請場所

健康増進課、各総合支所・各出張所

■申請に必要なもの

保険証／マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する方で過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合

（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その

際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。詳しくはご相談ください。

国民年金保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる事業の廃止や売り上げの減少などが生じて、所得が国民年金保険料の免除などの適用相当になることが見込まれる場合は、臨時特例措置として免除の申請を行うことができます。詳しくはご相談ください。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820 (73) 5502

・岩国年金事務所

☎ 0827 (24) 2222

預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします！

法務局で保管することにより、遺言者本人の死亡後相続人等に発見されないことや改ざんなどを防ぐことができ、裁判所の検認も不要となります。

また、遺言者があらかじめ希望している場合、遺言者の死亡後、遺言者が指定した方1人に対し、遺言書が保管されている旨の通知が届きます。

手続きの方法や必要書類など、詳しくは法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) をご覧ください。

■問い合わせ 山口地方務局岩国支局 ☎ 0827 (43) 1125 音声ガイダンス「4」